

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

(平成26年3月変更)

九州森林管理局

第4次地域管理経営計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

(平成26年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

国有林野のその多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等を推進するため、国民の参加による森林の整備に関する事項を変更することとし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成26年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成24年3月策定、計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日）の変更内容

- (1) 「5 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「(3) その他必要な事項」を上記理由により変更する。

目 次

5 国民の参加による森林の整備に関する事項	1
(3) その他必要な事項	1

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
<u>遊々の森</u>	<u>3.92</u>	<u>2 4 3 い</u>

第4次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自	平成24年4月	1日
至	平成29年3月	31日

(平成26年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

遊々の森の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成26年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成24年3月策定、計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日）の変更内容

（1）「8 その他必要な事項」の「（2）フィールドの提供」を上記理由により変更する。

目 次

8 その他必要な事項	1
(2) フィールドの提供	1

8 その他必要な事項

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
<u>243い</u>	<u>遊々の森</u>	<u>児湯郡木城町</u> <u>平成26年1月協定</u>

